	期間進行基準を採用した業務に係る分	—	—	期間進行基準を採用した業務は、上記業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務である。 中期計画の予定どおりに本事業年度に実施すべき業務を実施し、対応する運営費交付金を収益化したため、運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額は無い。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	—	—	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
	計	102,804,817		

運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

施設費の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
土地購入（国立新美術館）	5,635,000,000	—	5,635,000,000	—	
フィルムセンター相模原分館映画フィルム等収納設備工事（東京国立近代美術館）	976,500,000	—	970,611,600	5,888,400	
空気調和設備改修（京都国立近代美術館）	414,750,000	—	378,402,378	36,347,622	
計	7,026,250,000	—	6,984,013,978	42,236,022	

役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(1,920) 51,715	(2) 3	(—) 7,909	(—) 1
職員	(290,277) 860,432	(123) 112	(107) 48,793	(2) 5
合計	(292,197) 912,147	(125) 115	(107) 56,702	(2) 6

㈱1．常勤役員の報酬は俸給と諸手当からなり、俸給月額は理事長が984,000円で、理事が720,000円から984,000円までの範囲内で理事長が決定する額である。非常勤役員手当は月額80,000円である。常勤役員の退職手当は俸給月額を基準に業績評価、業務に対する貢献度等を勘案して決定される。

㈱2．常勤職員の給与は基本給と諸手当からなり、俸給については職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮され、給与法適用職員の例に準じて決定される。非常勤職員の給与は常勤職員の例に準じて決定される。

㈱3．職員の給与の支給人員数は、年間平均支給人員数である。

㈱4．非常勤の役員又は職員は、上段括弧書外数で記載してある。

セグメント情報

自平成23年４月１日　至平成24年３月31日

（単位：円）

Ⅰ　事業費用、事業収益及び事業損益

	東京国立近代美術館	京都国立近代美術館	国立西洋美術館	国立国際美術館	国立新美術館	計	法人本部	法人合計
事業費用								
業務費								
収集保管事業費	219,794,077	57,076,383	59,504,759	49,488,396	—	385,863,615	—	385,863,615
展覧事業費	391,687,448	139,336,410	276,659,934	202,934,383	678,831,004	1,689,449,179	8,692,199	1,698,141,378